春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する 条例の一部を改正する条例

(春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正)

改正後

- **第1条** 春日部市特別職の給与に関する条例(平成17年条例第50号)の一部を次のよう に改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

	以上 的	
(期末手当)	(期末手当)	
第5条	第5条	
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前
項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、	項後段に規定する者にあっては、任期が満了	l,
退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現	退職し、失職し、解職され、又は死亡した日	現
在)において市長等が受けるべき給料の月額及	在)において市長等が受けるべき給料の月額	及
びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計	びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計	+
額に、6月に支給する場合においては100分の	額に、6月に支給する場合においては100分の)
195、12月に支給する場合においては <u>100分の200</u>	195、12月に支給する場合においては <u>100分の2</u>	<u> 220</u>
を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期	を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の	期
間におけるその者の在職期間の区分に応じて、	間におけるその者の在職期間の区分に応じて	`
次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	

- 第2条 春日部市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条	第 5 条
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

改正前

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

- **第3条** 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成17年条例第168号)の 一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引 かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第5条

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、 退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死 亡した日現在) において教育長が受けるべき給 料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得 た額の合計額に、6月に支給する場合において は100分の195、12月に支給する場合においては 100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6か 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分 に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額 とする。

第5条

項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、 退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死 亡した日現在)において教育長が受けるべき給 料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得 た額の合計額に、6月に支給する場合において は100分の195、12月に支給する場合においては 100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分 に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額 とする。

第4条 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。	
改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第5条

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、 退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死 亡した日現在) において教育長が受けるべき給 料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得 た額の合計額に、6月に支給する場合において は100分の190、12月に支給する場合においては 100分の205を乗じて得た額に、基準日以前6か 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分 に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額 とする。

(期末+当)

第5条

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、 退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死 亡した日現在) において教育長が受けるべき給 料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得 た額の合計額に、6月に支給する場合において は100分の195、12月に支給する場合においては 100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6か 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分 に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額 とする。

附則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の部分は、

平成23年4月1日から施行する。